

福祉行政報告例（43表～50表、56表、57表）記入要領に関する解説書

本解説書は、福祉行政報告例の記入要領に記載されている内容についての解説を行い、それに従い正しく記入できているかの確認を求めるものです。

確認項目欄の「できていますか？」という問に対して、「できている」とチェックが入る場合が正しい計上方法となりますので、全確認項目について着実に確認いただき、統計データの正確性を確保願います。

※ 記入要領における「児童記録票を起こす」という記載に関しては、相談等の受付の事務処理が各自自治体によって様々ではあるものの、例を挙げると

- ・児童相談所運営指針第3章第2節12.「児童記録票の作成」に基づき、児童記録票を作成した児童
- ・受理会議に事案として提出した児童
- ・児童相談システムに登録し、児童番号を取得した児童
- ・児童ファイルを作成した児童

など、児童相談所等として相談等を受付をし、組織対応を開始したものを指します。

※ 第44、45、46、47、48、49、49の2における「児童虐待相談」については、児童相談所等が受付し、児童記録票を起こした後に児童の安全確認や児童に関する調査を実施した結果、判定会議や援助方針会議等において、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する下記の行為があるものと判断されたものをいいます。（判断がなされた会議の名称や位置付けは問いません。）

《参照》

児童虐待の防止等に関する法律第2条

(1) 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

(3) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前(1)(2)または後(4)に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

(4) 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【43表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	措置が継続中の児童について、措置の変更や在所期間延長に関する相談を受け、児童記録票を改めて起こした場合は、1件に計上していますか？	何らかの措置が継続中の児童について、改めて措置変更や在所期間延長の相談に応じ、再び児童記録票を起こした場合は、1件と計上し、再掲の(28)(29)にも計上します。	一般的事項 2
2	受付の経路が2欄以上に該当する場合は、児童記録票を起こした相談経路のみを計上していますか？	受付をした経路が2欄以上に該当する場合は、児童記録票を起こした方の相談を計上します。	表頭 経路種別
3	電話相談については、通告や相談の手段が電話であったものを全て計上することなく、児童記録票を起こしたケースのみを計上、再掲していますか？	ここでは、電話によって相談を受け、児童記録票を起こしたものでかつ、電話のみで対応を完了したものについて計上するため、手段が電話であったものを全て計上するものではありません。	表頭 電話相談(31)

【44 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	本年度中に新たに受け付けた相談で児童記録票を起こしたものの内、本年度中に判定会議等の結果、相談種別を決定した件数を計上していますか？	本表は本年度中に相談を受付けて児童記録票を起こし、かつ本年度中に判定会議等で相談種別を決定したものを計上します。 年度をまたいで相談種別を決定したものは計上しません。	前文
2	相談種別は判定会議・援助方針会議等の結果により分類していますか？	相談種別は判定会議・援助方針会議等の結果により児童記録票に記載された相談種別によって分類します。 受理会議段階で種別は仮で設定しますが、後の調査等に基づき判定会議・援助方針会議等の結果として当該相談の相談種別が変更になった場合は、その変更後の相談種別を児童記録票に記載し、その分類に基づき本表に計上します。	一般的事項 1
3	相談種別が 2 欄以上に該当する時は、おもな相談のみを計上していますか？	相談種別が 2 欄以上に該当する場合は、おもな相談のみに計上します。	表頭 相談種別
4	判定会議・援助方針会議等の結果により児童虐待相談には該当しないと分類されたものを除き、本表「児童虐待相談（1）」に計上していますか？	児童の安全確認の結果を踏まえ、判定会議や援助方針会議等で児童虐待相談（児童虐待防止法第 2 条に規定する行為があるものと判断されたもの）には該当しないと分類されたものは、計上しません。 （児童虐待相談と分類された相談のみ計上します。） また、児童虐待相談に該当するか否かの判断がなされた会議等の名称や位置づけは問いません。	表頭 児童虐待相談 （1）
5	「（再掲）児童虐待通告（18）」には判定会議や援助方針会議等の結果、児童虐待相談ではないと分類された相談も再掲として計上していますか？	（再掲）児童虐待通告は、純粋な受付け時点（受理会議段階）での虐待通告や虐待にかかる相談件数を計上するものであり、判定会議や援助方針会議の結果、児童虐待相談とは分類されなかった相談も計上します。	表頭 （再掲） 児童虐待通告 （18）

【45 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	本年度中に新たに受け付けた相談及び前年度未対応だった相談について、本年度中に対応した件数及び年度末現在の未対応件数を計上していますか？	本年度新たに受付をした相談、前年度未対応だった相談について、本年度中に対応した件数及び年度末現在の未対応件数を計上します。 前年度にすでに対応したものや前々年度に受け付けをしたものについては計上しません。	前文
2	対応が2欄以上に該当する場合は、それぞれの対応に計上していますか？	同一人に対して複数の対応がとられた場合は、そのいずれも計上します。(同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上します。)ただし、前年度すでに対応している場合において、本年度さらに対応したものについては、前年度に未対応であったものではないため、1にあるとおり計上しません。	表頭 対応件数
3	他の児童相談所へのケース移管を決定した場合は他機関あっせんの対応で計上していますか？	他の児童相談所へのケース移管を決定した場合は、他機関あっせんの対応で計上します。なお、他機関あっせんは「移管、あっせん紹介」したものの数を計上するため、情報提供については他の然るべき対応に計上します。	表頭 他機関あっせん (3)
4	本表表側の相談種別については、「第44 児童相談種別別児童受付」の相談種別により計上していますか？	本表で分類する相談種別については、第44で分類した相談種別に合わせて分類・計上します。	表側 相談種別
5	児童の安全確認の結果を踏まえた判定会議等の結果により、児童虐待相談には該当しないと分類されたものは児童虐待相談から除外していますか？	本表で分類する相談種別については、「第44 児童相談種別別児童受付」で分類した相談種別に合わせて分類・計上するが、判定会議や援助方針会議の結果、児童虐待相談(児童虐待防止法第2条に規定する行為があるものと判断されたもの)に該当しなくなったものは然るべき種別に分類し計上します。	表側 相談種別

【46 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	同一ケースについて 2 種以上の職員による調査・診断・指導が行われたときは、その延件数を計上していますか？	調査・診断・指導については、同一人に対して行われた延件数を計上していきます。 例) 児童福祉司が調査を 1 回行い、児童心理司が診断を 2 回行った場合は、「3」と計上します。 ただし、調査・診断・指導を同一ケースについて時間・場所を同じくしてあわせて行った時は 1 件として計上します。	一般的事項
2	相談種別が 2 欄以上に該当する場合は、おもな相談のみに計上していますか？	相談種類別については、2 欄以上に該当した場合はおもな相談にのみ計上します。	(措置解除) 表頭 相談種別
3	祖父母等親族の家庭に引き取りとなった場合は「その他(06)」に計上していますか？	保護者とは別世帯の祖父母宅や親族宅などに引き取りとなった場合は、家庭復帰ではなく「その他(06)」に計上します。 ただし、措置前にすでにそこで児童が生活していた場合はこの限りではなく、「家庭復帰(04)」に計上します。	(措置解除) 表側

【47 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	「児童福祉施設入所(6)」については、児童福祉法第7条に規定されている児童福祉施設に入所したもののみを計上していますか？	里親やファミリーホームについては「里親委託(7)」に、指定発達医療機関委託の場合は「その他(11)」に計上します。	(所内保護分) 表頭 児童福祉施設入所(6)
2	「帰宅(10)」については、保護者のもとに復帰したものの数を計上していますか？	46表「家庭復帰(04)」と同様の計上方法とし、祖父母等親族宅への引き取りについてはその他(11)に計上します。	(所内保護分) 表頭 帰宅(10)
3	「職権による一時保護(再掲)(13)」については、後に同意を得られた場合についても計上していますか？	最初は職権による一時保護を行ったが、後に保護者が同意した場合についても本欄に計上します。 また、最初は保護者が同意していたが、後に反対したために職権による一時保護になっ	(所内保護分) 表頭 職権による一時保護(再掲)(13)

		た場合についても計上します。	
--	--	----------------	--

【48 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所										
1	本表全てにおいて、 時間または場所が異なる場 合と時間も場所も同じ場合 とで取り扱いを分けて計上 していますか？	<p>①時間または場所が異なる場合は、その延件 数で計上します。</p> <p>②時間も場所も同じ場合は 例えば</p> <table border="1" data-bbox="616 577 1174 1350"> <tbody> <tr> <td data-bbox="616 577 895 768">一人の対象者に心 理診断指導として 面接と指導を行っ た場合</td> <td data-bbox="895 577 1174 768">面接・観察・指導 (9)に1と計上 (2とはしない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 768 895 913">保護者と児童、2人 一緒に面接を行っ た場合</td> <td data-bbox="895 768 1174 913">児童に1 保護者に1 と計上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 913 895 1059">一人の児童に2種類 以上の検査等を行 った場合</td> <td data-bbox="895 913 1174 1059">それぞれの表頭項 目に行った数を計 上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1059 895 1205">複数の児童に対し て集団で面接・指導 等を行った場合</td> <td data-bbox="895 1059 1174 1205">児童一人につき1 をそれぞれ計上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1205 895 1350">複数の職員がチー ムで心理療法を行 った場合</td> <td data-bbox="895 1205 1174 1350">主担当者を決め、主 担当者の欄に1を 計上</td> </tr> </tbody> </table>	一人の対象者に心 理診断指導として 面接と指導を行っ た場合	面接・観察・指導 (9)に1と計上 (2とはしない)	保護者と児童、2人 一緒に面接を行っ た場合	児童に1 保護者に1 と計上	一人の児童に2種類 以上の検査等を行 った場合	それぞれの表頭項 目に行った数を計 上	複数の児童に対し て集団で面接・指導 等を行った場合	児童一人につき1 をそれぞれ計上	複数の職員がチー ムで心理療法を行 った場合	主担当者を決め、主 担当者の欄に1を 計上	全般
一人の対象者に心 理診断指導として 面接と指導を行っ た場合	面接・観察・指導 (9)に1と計上 (2とはしない)												
保護者と児童、2人 一緒に面接を行っ た場合	児童に1 保護者に1 と計上												
一人の児童に2種類 以上の検査等を行 った場合	それぞれの表頭項 目に行った数を計 上												
複数の児童に対し て集団で面接・指導 等を行った場合	児童一人につき1 をそれぞれ計上												
複数の職員がチー ムで心理療法を行 った場合	主担当者を決め、主 担当者の欄に1を 計上												

【49 表、49 表の 2】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	理由種別について、理由が 2 欄以上に該当する時はそれぞれの欄に計上していますか？	養護相談の理由については、理由が複数に該当する時は、それぞれの欄に計上します。	1 養護相談の理由 表頭 理由種別
2	対応種別 (01) ～ (04) については、「第 45 児童相談種別対応件数」に合わせて計上していますか？	対応種別「児童福祉施設に入所 (01)」～「その他 (04)」については、45 表に合わせて分類・計上してください。	表側 対応種別 (1) ～ (4)
3	経路種別について、経路が複数該当する時は、児童記録票を起こした最初の相談経路のみを計上していますか？	(養護相談の理由) の「虐待 (5)」で計上したケースを経路別にそれぞれ計上します。 ここでは「虐待 (5)」で計上したものの経路の数を計上していくものです。 (経路の分類方法については、43 表と同様です。)	「虐待 (5)」の再掲 (2) 虐待相談の相談種別・経路 表頭 経路種別
4	相談種別が 2 欄以上に該当する時は、主な相談のみに計上していますか？	複数の相談種別に該当する場合は、主な相談のみに計上し、相談件数 1 件につき複数の計上は行いません。	「虐待 (5)」の再掲 (4) 被虐待者の年齢・相談種別 表頭 相談種別
5	再掲の棄児・置き去り児童については、ケース移管を行った場合は移管元でのみ計上していますか？	棄児・置き去り児童についてケース移管を行った場合は、移管をする移管元の児童相談所でのみ再掲に計上し、移管先の児童相談所では計上しません。(相談種別ネグレクトでのみ計上し、再掲は行わない)	「虐待 (5)」の再掲 (4) 被虐待者の年齢・相談種別 表頭 棄児 (再掲) (6) 置き去り児童 (再掲) (7)
6	年齢別については、対応した時点での満年齢で計上していますか？	「年齢別 (16) ～ (34)」については、受付時点での年齢で計上せず、対応した時点での満年齢で計上します。	「虐待 (5)」の再掲 (4) 被虐待者の年齢・相談種別 表側 年齢別 (16) ～ (34)

7	(5) 児童虐待防止法関係については、それぞれ記入要領に記載の根拠法令に基づいたもののみ計上していますか？	記入要領をご確認いただき、各項目については、それぞれ根拠法令に基づき行ったもののみを計上し、それ以外については計上しない。(特に「一時保護・施設措置等(8)」については記入要領を確認の上、根拠法令(虐待防止法第11条第5項)に基づいた措置等のみを計上するという事に留意)	「虐待(5)」の再掲 (5) 児童虐待防止法関係
8	2 親権・後見人関係については各項目(申請・承認等)本年度中になされたものを計上していますか？	請求・承認・却下・取り下げについてそれぞれが本年度中になされたもののみを計上します。 (本年度中に請求し、次年度承認されたものについては、請求にのみ計上します。)	2 親権・後見人関係 表側
9	児童相談所が今年度中に養護相談として新たに受け付けたもののうち、本年度中に対応した件数(前年度に未対応であったものを含む。)を理由種別、対応種別に計上していますか？	過年度については前年度未対応であったもののみを計上します。	(「記入要領」の直前の段落の記載)
10	養護相談の理由は、必ず判定会議等の結果により分類していますか？	判定会議等の結果、児童虐待相談には該当しないと分類されたものは報告から除外しなければなりません。	一般的事項
11	1 (養護相談の理由) 表側の対応種別(01)～(04)については「第45表 児童相談種別対応件数」で行った分類で計上していますか？ →対応が2欄以上に該当するときは、それぞれの対応に計上する。また、同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上する。	対応が2欄以上に該当及び別の対応に変更された、に該当するときは、複数計上する必要があります。つまり、1つだけ計上したり、過去の対応種別にのみ計上することは誤りとなります。	1 (養護相談の理由) 表側 対応種別(01)～(04)
12	養護相談の理由の虐待(5)については判定会議や援助方針会議等において、児童	1 養護相談の理由の虐待(5)の欄には、児童の安全確認や児童に関する調査を実施した結果、判定会議や援助方針会議等におい	1 養護相談の理由 虐待(5)

	虐待の防止等に関する法律第2条に規定する各種虐待の行為があったと判断されたものを計上していますか？	て、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する各種虐待の行為がみられたと判断されたものを計上します。 (虐待行為があるものと判断されなかったものは計上しません。)	
--	---	---	--

【50 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	公立の施設が私立になった場合や、私立の施設が公立になった場合に正しく計上していますか？	変更前の施設については「退所」欄のみ計上し、変更後の施設は「入所」欄のみに計上します。 ただし、施設の設置主体が変更になっても、変更の前後とも公立の施設、変更の前後とも私立の施設であれば計上しません。 なお、公立か私立かは、経営母体ではなく、設置主体で分類します。	一般的事項 2
2	施設数や定員については、施設を管轄する自治体（施設の認可を行った自治体）において計上していますか？	「施設数（1）」及び「定員（2）」については、A自治体の法人等がB自治体の認可を受けて施設を設置した場合は、当該施設を管轄するB自治体にて計上します。	上表 表頭 施設数（1） 定員（2）
3	地域小規模児童養護施設については本体施設に含めて計上していますか？	施設数（1）についてはそれぞれ計上せずに本体施設に含めて1で計上しますが、「定員（2）」から「その他（28）」については、本体施設と地域小規模児童養護施設との合計人員の計上となります。	表側 児童養護施設

【56 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	「児童が委託されている里親数(02)」の「新規(2)」については、本年度に初めて委託を受けた里親の数を計上していますか？	本年度内にすでに委託を受けている里親がさらにもう一人新規で委託を受けたとしても、計上しません。 (「認定及び登録里親数(01)」とは新規・取消の意味合いが異なるので留意する)	上表 表頭 新規(2)
2	「児童が委託されている里親数(02)」の「取消(3)」については、本年度末に委託児童が一人もなくなった里親数を計上していますか？	本年度中に委託を解除されたとしても、元々複数人の委託を受けており、まだ委託児童がいる場合は計上しません。 (「認定及び登録里親数(01)」とは新規・取消の意味合いが異なるので留意する)	上表 表頭 取消(3)
3	表側(01)～(10)について、同一世帯内に複数の里親がいた場合でも1で計上していますか？	同一世帯内に複数の里親がいる場合や、複数の里親として登録及び認定されている者については1と計上します。 例①) 里父と里母がいる里親家庭に一人の児童を委託した場合は1 例②) 専門里親と養育里親の登録をしている里親ではあるが、養育里親として一人の児童の委託を受けている場合は1 例③) 専門里親と養育里親の認定を受けている里親が二人の児童の委託を受けており、養育里親と専門里親としてそれぞれ委託を受けている場合は、専門里親・養育里親それぞれに1ずつ計上する。	上表 表側
4	複数の種類に登録している里親については、委託を受けている種類にのみ計上していますか？	複数の種類に登録をしている里親であっても、委託をしている種類にのみ計上します。ただし、複数の児童がそれぞれの種類に委託されている場合はそれぞれに計上します。	上表 表側 児童が委託されている里親数 (04) (06) (08) (10)

【57 表】

	確認項目	解説	記入要領の 掲載箇所
1	A 自治体の児童を B 自治体の登録里親に委託した場合は、A 自治体において計上していますか？ また、一時保護委託児童は除いて計上していますか？	児童を委託した自治体と、委託先の里親が登録している自治体が異なる場合は、児童を委託した自治体において計上します。 また、委託措置のみを計上するもので、一時保護委託児童については計上しません。	一般的事項 1 補
2	新規に委託、または措置の変更がなされた場合で、一時保護施設を経由した児童については、一時保護施設に入所する前の状況にて計上していますか？ 同様に解除後に一時保護施設に入所した児童は、解除にあたっての理由により分類して計上していますか？	新規もしくは措置変更の場合は、一時保護施設に入所する前におかれていた状況に応じて計上します。 解除についても同様に、解除にあたっての理由に応じて分類、計上します。	上表 表頭
3	この表で分類する年齢については年度末時点での年齢で計上していますか？	年齢別委託児童数（年度末）（1）～（20）及び年度末現在委託児童数（18）についての年齢は、年度末時点での満年齢に応じて分類、計上します。	下表 表頭 年齢別委託児童数（年度末） （1）～（20）